

# e-NEXI

2017年11月号

▶▶特集

2017年ベルン・ユニオン・ベオグラード秋期総会について  
—2017年上半期における世界の貿易保険の動向— ..... 1

▶▶カントリーレビュー

ミャンマー：海外直接投資にかかる送金の現状について ..... 3

▶▶NEXI ニュース

日墾バイ協議開催報告 ..... 5

発行元

発行・編集 株式会社日本貿易保険(NEXI)

企画室企画グループ

## 2017年ベルン・ユニオン・ベオグラード秋期総会について —2017年上半期における世界の貿易保険の動向—

株式会社日本貿易保険

ベルン・ユニオン(BU)<sup>1</sup>の2017年秋期総会が、10月1日～4日の日程でセルビアの首都ベオグラードにて開催されました。短期委員会、中長期委員会、投資委員会の各委員会では、参加機関の関心が高いテーマや国について議論が行われました。また、全機関が参加する全体会合では、BU全体にかかる報告やプレゼンが行われました。その他にも、アジア地域の輸出信用機関(ECA)による個別会合が開かれました。

NEXIからは、役員2名を含む5名が本店から、また、事務所長を含む2名がパリ事務所から出席し、世界各国のECAの最高責任者から実務担当者まで、多くの関係者とビジネス実績及び課題や今後の取り組みについて意見交換を行いました。

### 1. 2017年上半期の世界全体における貿易保険の動向<sup>2</sup>

#### (1) 短期輸出保険

短期保険においては、2017年6月末における全機関の引受残高は、2016年12月末に比べて18%増のUSD 1,188 billionとなりました。全体としては、北米やEUのファンダメンタルが好調なこと等から、向こう1年間は引受額が増加すると見込んでいる機関が多い一方で、石油価格の下落には引き続き注意を要することなどが報告されました。

#### (2) 中長期保険

中長期保険においては、2017年上半期の新規引受額は、2016年下半年に比べて35%増のUSD 66 billionとなりました。参加機関の4割強が「2016年下半年に比べて新規引受額は増加」とする一方で、「新規引受金額は減少」とした機関も4割強あり、「横ばい」とした機関は1割強と、参加機関によってまちまちな結果となりました。また、参加機関の7割強が、今後6か月における中長期案件の引受増加を見込んでいますが、大型潜在案件の実現がカギと認識しています。

#### (3) 投資保険

投資保険においては、2017年上半期の新規引受額は、2016年下半年とほぼ同水準のUSD 56 billionとなりました。こちらも各機関の引受額増減はまちまちで、約半数が横ばいだった他、増加が約3割、減少は約15%程度となりました。湾岸諸国で需要の増加が見込まれる他、ブラジルや朝鮮半島問題について強い懸念を示す機関もあり、多くの機関が向こう1年間で引受額

<sup>1</sup> BUは、その正式名称を国際輸出信用保険機構(International Union of Credit and Investment Insurers)といい、BUのウェブサイトによれば、73カ国から84機関が加盟している、輸出信用保険分野において国際的に権威のある機構です。参加機関の中には、公的機関(NEXIの他、米:US EXIM、中:SINOSURE、英:UKEF、加:EDC等)、公の機能を持ったプライベートメンバー(独:EH GERMANY、仏:bpifrance、蘭:ATRADIUS等)、完全なプライベートメンバー(AIG、ZURICH等)などさまざまな性格の機関が含まれています。

春期と秋期の年2回行われるBUの定例会合は、世界各国の輸出信用機関が参加し、輸出信用保険の健全な発展を目指し、輸出信用保険に関する共通問題について相互に情報交換を行う場です。我が国は、1970年5月に当時の通商産業省貿易保険課(EID/MITI)が加盟し、現在はNEXIがその地位を引継いでいます。

<sup>2</sup> 出典:BU事務局資料

の増加を見込んでいます。

## 2. 主な議論

短期・中長期・投資の各委員会に分かれて、各機関等のビジネス動向、それぞれの課題・今後の方向性、国別リスク等について議論が行われました。国、地域別にはイラン等の湾岸諸国、トルコ、キューバ、ウクライナ等が取り上げられました。全体会合では、今後のマクロ経済の見通しについてのプレゼンや今後のBUの在り方等について幅広い議論が行われました。

次回は、春期会合が2018年3月にKenyaのKilifiにて開催される予定です。

## 3. ABGF(ブラジル輸出信用機関)とのGCAの締結<sup>3</sup>

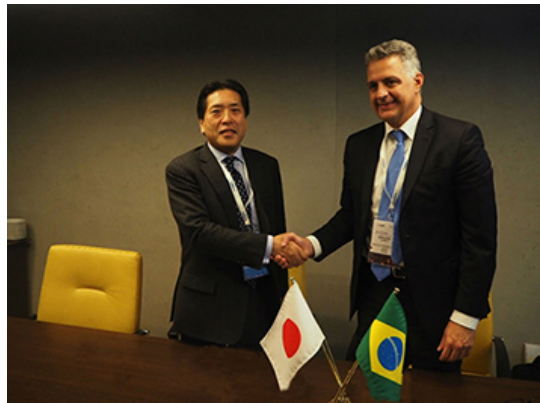
本総会を契機として、ブラジルABGFのMr. Marcelo Pinheiro Franco, CEOと会合を行い、協力に関する覚書(GCA: General Cooperation Agreement)を締結しました。本覚書は、日本とブラジルの両国企業が両国又は第三国において受注する案件等を貿易保険で効果的かつ有益に支援するため、貿易及び投融資の分野において、新たな協力の枠組みを構築する必要があると判断し、締結することにしたものです。

NEXIは、今後とも日本の輸出や対外投資をさらに支援するべく、国際情勢の聴取や協力体制の拡大に努めてまいります。

BU 総会の様子



MOU 締結の様子



(NEXI 撮影)

<sup>3</sup> ABGF との GCA 締結は、[2017年10月6日付けピックス\(ニュースリリース\)](#)をご覧ください。

《カントリーレビュー》<sup>4</sup>

## ミャンマー：海外直接投資にかかる送金の現状について

今月号のカントリーレビューでは、ミャンマー向けの海外投資保険の引受方針について解説を行います。同引受方針には、他国の引受方針には定められていない留意事項が記載されています。以下、同国の海外直接投資の送金にかかる規定を簡単に整理し、その後、現在の同保険の引受方針の解説を行います。

### 1. 海外直接投資の送金に係る規定

NEXI の海外投資保険がてん補するリスクは、(1) 収用・権利侵害リスク、(2) 戦争・不可抗力リスク、(3) 送金不能リスクの3種類となっています。このうち、送金不能リスクとは、外国において実施される為替取引の制限等により、出資持ち分等の売却代金や配当金を2カ月以上の期間、本邦に送金できないことによる損失を指します<sup>5</sup>。つまり、NEXI の海外投資保険の送金不能リスクのカバーの対象は、出資持ち分等の売却代金と配当金の送金となっています。

ミャンマーでは、2012年に施行された外国投資法(2012)の第17条において、「外国企業が出資持ち分等の売却代金や配当金を国外へ送金する際には投資委員会(MIC)の許可が必要である」と規定されていました。ここで、外国投資法(2012)が適用された企業は、同国に投資する際に MIC の認可を取得した企業(「MIC 許認可企業」)で、許可を取得していない企業(「非 MIC 許認可企業」)は対象外となっていました。

その後、「新投資法(2016)」が2016年10月に制定され、2017年3月には投資手続き等を詳細に規定した「投資規則(2017)」が制定されました。新投資法(2016)は、「MIC 許認可企業」だけでなく、「非 MIC 許認可企業」にも適用されることとなりました<sup>6</sup>。同法第56条には、「外国投資家は、出資持ち分等の売却代金および配当金を国外に送金できる」と規定されている一方で、投資規則(2017)には出資持ち分等の売却代金については「MIC が送金許可を行う」と記載されています。他方、配当金の送金については投資規則(2017)に「MIC が送金許可を行う」とは記載されていません<sup>7</sup>。

<sup>4</sup> 本カントリーレビューの中の意見や考え方に関する部分は筆者個人としての見解を示すものであり、日本貿易保険(NEXI)としての公式見解を示すものではありません。尚、信頼できると判断した情報等に基づいて、作成されていますが、その正確性・確実性を保証するものではありません。

<sup>5</sup> 本稿では海外投資(株式等)保険に焦点を当てて解説いたします。海外投資(不動産等)保険につきましては、貿易保険規定集 第9部 海外投資保険の「海外投資(不動産等)保険約款」をご参照下さい(<http://nexi.go.jp/regulation/>)。

<sup>6</sup> 経済特区(Special Economic Zone:SEZ)で投資を行う場合は、SEZ法(2014)に従って出資持ち分等の売却代金や配当金の送金を行うため、新投資法(2016)の適用外です。

<sup>7</sup> MIC 許認可企業が外貨の国外送金を MIC に申請する際の申請書には、配当金の送金は該当項目から

このように、現在規定上、MICの許認可企業であるかを問わず、同国に直接投資を行った企業は自由に配当金を海外へ送金できるようになりました。現地でヒアリングを実施した結果においても、配当金の送金にあたってはMIC及び中央銀行の許認可は関連法上で不要となっていることが確認できました。一方、現地銀行が配当金送金の依頼を受けた際には、外国為替管理法(2012)に基づいて、中央銀行が発行した運用通達に沿って手続きを行うこととなっています。現地では、新投資法(2016)の変更が十分周知されていなく、外国投資法(2012)に基づいた運用通達が用いられ、送金窓口となる銀行によっては配当金の送金の依頼を受けた際に、中央銀行に個別にMIC許可が不要であるかどうかを確認しなくてはならないケースが想定されます。新投資法において配当金の送金に係るMIC許可は不要となりましたが、運用面の周知には時間がかかる可能性もあり、配当金の送金の実施にあたっては、事前に窓口銀行にMICの許可が不要かどうかの確認を行うなどの注意を払う必要があります。

## 2. 海外投資保険の引受方針

現在、NEXIの海外投資保険の引受方針は「引受可能」に設定されています。しかし、上記1.の事情があることから、「海外投資保険において、株式の譲渡や配当金送金等につき投資委員会による許可が得られない場合にあっては、それが実質的に新たな外為規制の導入であることが明瞭でない限りは、海外投資保険のてん補対象とはなりませんので、予めご留意ください。」と記載しています。

ここで、「～、それが実質的に新たな外為規制の導入であることが明瞭でない限りは、海外投資保険のてん補対象とはなりません～」と記載されていますが、これは、保険契約締結時点において、既に外貨規制が導入されており、それが直接の原因で送金の許可が下りなかった場合にはてん補対象とはならないということを意味しています。しかし、例えば送金できなかった理由が、既存の外貨規制によるものではなく、外貨不足である場合など実質的に為替取引の制限または禁止と同視できるような場合には、保険金支払いの対象となります<sup>8</sup>。

NEXIでは、配当金にかかる上記運用通達が新しいものに変更されるかどうか、引き続き注意をしていきたいと考えています。

---

除外されています。

<sup>8</sup> これについて関心のある読者は、貿易保険規定集 第9部 海外投資保険「海外投資保険運用規程」の別表「定義」2. てん補事由(送金危険)をご参照下さい。

## 日墺バイ協議開催報告

2017年10月9日から10月11日の三日間にわたり、日墺バイ協議が開催されました。従来から良好な関係を築いてきた両国ですが、バイ協議は今回で記念すべき20回目を数えます。今回はNEXIホストということで、NEXIパリ事務所で開催されました。NEXIからは仲田副社長以下7名、先方からはオーストリア財務省から2名、オーストリアの輸出信用機関OeKBから3名が参加しました。

協議内容としては、双方の最新のビジネストレンド、制度改正、昨今のビジネス 이슈、OECD 関連情報及びカントリー情報など、例年にも増して非常に活発な議論が展開されました。特にNEXIの株式会社化と中小企業対策の実績には、先方の関心が非常に高く、NEXIの年次報告書(アニュアルレポート)<sup>9</sup>を眺めながら、多くの質問とお褒めの言葉をいただきました。先方からは、昨今注力しているケーブルカー事業について、非常に熱心なプレゼンがあり、OECD 鉄道セクター了解に含めるための提案を行っていく旨の説明がありました。その他NEXIから提出したトピックにも大変誠実に対応いただき、特にイラン・ロシアなどカントリー情報については多くの情報交換を行うことができました。先方も同じように感じていただいたようで、会議は大盛況の中終了し、非常に有意義な会合となりました。

会議後の夕食会やエクスカージョンでも、子会社の事業におけるドイツとの合併やkfW IPEX Bankについての欧州内での取扱等、会議では触れられなかったトピックの情報交換や意見交換が行われ、先方と多くの面で親交を深めることができました。パリ事務所には、非常に有意義な会合を持つことができ、とても満足しているとのコメントが先方から寄せられました。そういった意味では、ホスト側のNEXIとしても、今年の会合はとても良い結果が得られたと考えています。今後も引き続き情報交換を行い、オーストリア側と良好な関係を築いてまいる所存です。



会場での集合写真

(NEXI: 撮影)

<sup>9</sup> 年次報告書(アニュアルレポート)は[こちら](#)からご覧ください。